

気をつけよう！見守ろう！ ふくいの消費生活



2019年6月号

－訪問購入のトラブルに注意！－

「訪問購入」とは、消費者の自宅に購入業者が訪問し、物品を買い取ることです。

「不要品を何でも買い取ります」、「査定だけでもさせていただきます」と電話があり、訪問を了承したところ、訪問の際に、**売却するつもりがなかった貴金属などの品物を強引に買い取られてしまう場合があります。**



「訪問購入」については、「特定商取引に関する法律」により、購入業者が守るべきルールや消費者を保護する制度が定められています。しかし、こうしたルールや制度が理解されていないために、貴金属やブランド品等を強引に買い取られるといったトラブルが後を絶ちません。

自分や周りの方がトラブルの被害にあわないよう、「訪問購入」の悪質な手口や注意点を知って、被害を未然に防ぐようご家族や地域の皆様に注意し合ひましょう。

訪問購入のトラブルの一例

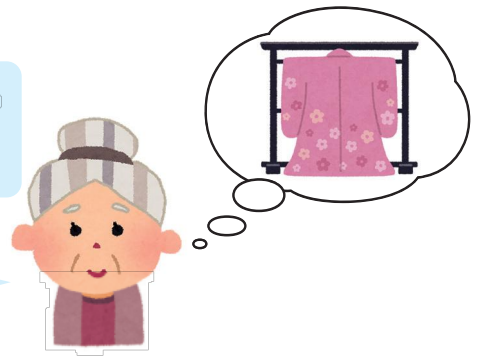
① ある日、Aさん宅に不要品のリサイクル会社(女性)から電話がありました。

最初は丁寧な対応



こちら〇〇リサイクル株式会社です。
不要な衣類や着物などがあれば、
買取りに伺わせてもらいます。

着ていない着物があつたわ。
一度、見てもらおうかな。



手口のポイント

衣類や靴などの不要品を何でも買い取ると言う

… … … … … こんな場合もあります … … …

- 業者が氏名等を言わない。
- 電話もなく、突然、訪問してくる。

② Aさんは、着ていない古い着物があつたので、来訪を承諾しました。後日、そのリサイクル会社の男性が家に来たので不要になった着物を見せました。ところが…



この着物は、買い取れませんね。
ところで、
指輪やネックレスなどの
貴金属はありますか？
折角ですし、査定だけでも
させてください。



不要な着物を買い取るって
言ったから
来てもらったのに…



指輪やネックレスなんて
持っていませんよ…



手口のポイント

当初、買取りを予定していた物品以外の話を持ち出してくる

③ 業者はしつこく居座り続けました。Aさんは、業者に早く帰ってもらいたいので、指輪やネックレスを出してしまい、結局、相場よりも安く買い取られました。

… … … … … こんな場合もあります … … …

- 査定するためと言って、強引に家の中に入ろうとする。
- 身につけている指輪などを無理に外させ、強引に買い取ろうとする。
- 勧誘を断ると、突然態度を変えて、大声で怒鳴る。

わざわざ来てやったのに、
売る物がないとは
どういうつもりだ！！



訪問購入について知ろう！

購入業者の次のような行為は禁止されています。

- 消費者から要請がないのに、突然訪問して勧誘すること。
- 「査定」のみ依頼したのに、ついでに買取りの勧誘をすること。
- 事前の約束とは違う物品について、買取りの勧誘をすること。
- 消費者が断っているのに、居座ること。
- 一度、取引を断っているのに、再勧誘すること。
- 訪問する前に、事業者名、買い取る物品の種類、勧誘の目的を明示せずに勧誘すること。

売却する時は、契約書面の交付を求めましょう。

- 購入業者は、以下の事項を記載した契約書面を交付する義務があります。

- 物品の種類や特徴
- 購入価格
- クーリング・オフの説明
- 申込みや契約の年月日
- 購入業者の住所、名称、連絡先、担当者氏名

訪問購入には、クーリング・オフ制度があります。

クーリング・オフ制度とは、特定の取引に関して一定期間内に事業者に書面で申入れをすることにより、無条件で契約を解除できる制度です。訪問購入では、契約書を受領した日から8日以内に申入れをすることによりクーリング・オフ制度を利用することができます。

しかし、クーリング・オフをしても転売されてしまったり、購入業者と連絡がとれなくなるなど、物品が返ってこない可能性があるため、クーリング・オフ期間内は購入業者に物品の引渡しを拒むことができます。冷静に判断するためにも、**契約後すぐに物品を引き渡さないようにしましょう。**

(注意)自動車(二輪を除く)、家具、大型家電、書籍、CD、DVD、ゲームソフト類、有価証券の訪問購入はクーリング・オフの対象とはなりません。

アドバイス

- 突然、訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう。
- 業者の訪問を承諾した場合、1人で対応しないようにしましょう。
→1人だと「断りにくい」と思ってしまうものです。家族・知人などに同席してもらうことで、勧誘を断りやすくなります。
- 買取りを承諾していない貴金属等の売却を迫られても、むやみに貴金属を見せない、触らせないことが大切です。
- 買取りしてもらう場合は、契約内容や業者の連絡先をしっかりと確認しましょう。
→後から、解約やクーリング・オフをしたくても、業者の連絡先がわからないと、どうにもなりません。業者の連絡先をしっかりと把握しましょう。

消費生活出前講座

講師を派遣します！
ぜひご活用ください！

無料

派遣対象・条件

- ①町内会、老人会、高齢者サロン等、おおむね20人以上の参加が見込まれる集まり
- ②原則、月～金曜日の10時～16時

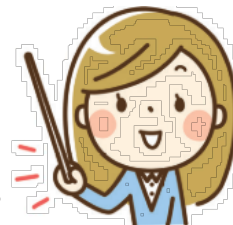
内容

悪質商法や契約に関することなど、消費生活に関するテーマについて、寸劇やクイズ、DVDなどを使って、わかりやすく説明します。

申込み・問合せ

開催日の1か月前までに、下記までお電話でお問合せください。日時を決定後、講師派遣依頼書の提出をお願いします。

* 講座の講師派遣費用は無料です。ただし、会場につきましては実施団体でご準備ください。



福井県消費生活センター TEL. 0776-22-1102 / 福井県嶺南消費生活センター TEL. 0770-52-7830

●消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料

要予約

6・7月の開設日

開設時間14:00～16:00

分野	6月		7月	
福井弁護士会（法律）	3日(月)	敦賀市消費生活センター(☎0770-22-8115)	2日(火)	県消費生活センター
	4日(火)	県消費生活センター	4日(木)	県嶺南消費生活センター
	19日(水)	大野市消費者相談センター(☎0779-66-1111)	17日(水)	県消費生活センター
福井県建築士会（建築）	17日(月)	越前市消費者センター(☎0778-22-3773)	-	-

※事前に申込みをした相談者が優先になります。申込受付は、県消費生活センターと市の両方でできます。また、会場が変更になる場合がありますので、あらかじめ、ご確認ください。

消費生活のご相談は・・・

福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)
☎ : 0776-22-1102
FAX : 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (つばき回廊業務棟3階)
☎ : 0770-52-7830
FAX : 0770-52-7831 (嶺南消費生活センターは第3日曜日は休館です)

受付時間9:00～17:00 (平日、土日) (祝日・年末年始は休館)



ホームページ

福井県 消費生活

検索

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※ 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

☆「消費者ホットライン」188

最寄りの消費生活相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、どのように操作すれば良いのか分からない場合はそのままお待ちください。最寄りの都道府県の消費生活センターなどにつながります。

あらかじめ、
幸せだったらいいな。

発行
福井県安全環境部県民安全課 〒910-8580 福井市大手 3-17-1
☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633

幸せ度
いちばん
福井県